

六甲アイランドを美しい街にする会 規約

第1条 (名称)

この会は「六甲アイランドを美しい街にする会」（以下「本会」）と称し、事務所を「よりあい向洋」（神戸市東灘区向洋町中5丁目15番19号）内に置く。

第2条 (目的)

本会は清潔で美しい六甲アイランドを目指し、住み続けられるまちづくりを行うことを目的とする。

第3条 (活動内容)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. クリーン活動・・・六甲アイランドをポイ捨てゴミのない清潔な街にする。
2. 花いっぱい活動・・・六甲アイランドをさらに美しい街にするために、借用した花壇にチューリップを始めとする花を育てる。
3. 上記1. 2. の活動を通して幅広い年代が協力し合い、より多くの人が土に親しみ自然を学ぶ機会を提供する。

第4条 (会員)

本会はこの目的、趣旨に賛同する次の会員により構成され、会員は以下の条件をもってその資格を得る。

1. 会員は (1)個人会員 (2)法人会員 (3)賛助会員 (4)特別会員からなる。
2. 会員は特別会員を除き会費を納入する。
3. 特別会員は学校及び学生・生徒とする。但し小学生以下は、保護者の承諾を必要とする。
4. 会員は退会する場合、本会代表または副代表に退会届を提出する。

第5条 (世話人会)

1. 本会は、第3条の活動を円滑に行うため3名以上10名以内の世話人を置く。
2. 世話人は会員の推薦を経て総会で承認を得る。
3. 世話人の互選により代表1名を選任する。また必要に応じ副代表を置くことができる。
4. 世話人の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 (総会)

1. 本会は代表の招集により個人会員、法人会員による総会を年1回開催し代表がこれを主宰する。また必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2. 総会は以下の事項について議決する。
 - i) 規約の改定
 - ii) 事業計画及び収支予算
 - iii) 事業報告及び収支決算
 - iv) 世話人の選任
 - v) その他運営に関する重要事項
3. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。
4. 本会の運営を円滑に進めるため、活動者会議は年2回以上開く。

第7条 (会計)

1. 本会が行う活動に要する費用は、会員からの会費および助成金などによって賄う。
2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 (会費)

1. 個人会員は、年間1口1,000円の会費を1口以上納入する。但し家族会員は年間1口1,500円とする。
2. 法人会員は、年間1口10,000円の会費を1口以上納入する。
3. 賛助会員は、年間2,000円以上の会費を納入する。
4. 特別会員は、会費を免除する。

(付則) この規約は平成13年9月25日から施行する。

平成14年6月9日改定 平成15年8月19日改定 平成16年6月6日改定

平成22年6月6日改定 平成29年6月10日改定 令和3年6月20日改定

令和4年6月18日改定